

【39 解読文】 邑楽郡長請願者郡衙經由ニ付伺 (明治十八年：一八八五) (A)

(表紙)

「自明治十八年  
至全 廿三年

管内 雑事

(朱書)

「庶務部」

(中表紙)

「明治十八年

法律質義指令録

(朱書)

「第二十号」

(朱印)

永年保存

庶務課

(朱書)

「雑事管内」

(朱書)

「甲第式百四拾四号」

請願者郡衙經由ノ義ニ付伺

〈請願者郡衙 (ぐんが) 經由の義に付伺い〉

請願規則ニヨルニ、請願書ハ戸長へ請願

〈請願規則によるに、請願書は戸長へ請願〉

スルモノヲ除クノ外、戸長ノ奥書ヲ受クレハ、請

〈するものを除くの外、戸長の奥書を受くれば、請〉

願人ヨリ直ニ其請願ヲナスヘキ官庁ヘ之ヲ

〈願人より直 (じか) に其 (そ) の請願をなすべき官庁へこれを〉

上呈 (三名以下ノ総代) スルヲ得ルモノ、如シ、果シテ然ラハ、

(若クハ郵便等ニテ)

〈上呈 (三名以下の総代) するを得るものの如し、果して然 (しか) らば〉  
(若しくは郵便等にて)

通常請願規則ニヨリ請願スルモノ及成規

〈通常請願規則により請願するもの及び成規〉

ナキ事件ニシテ特別ノ請願ニ属シ、請願規則  
〈なき事件にして特別の請願に属し、請願規則〉

二抛モノ、如キハ、共ニ本年本県告第五号告  
〈に抛（よ）るものの如きは、共に本年本県告第五号告〉

示ノ限外ト見做シ、郡役所ヲ經由セシメサル  
〈示の限外と見做（な）し、郡役所を經由せしめざる〉

モ妨ケナキカ、将夕同告示ノ如ク經由セシメサル  
〈も妨げなきか、将（はた）また同告示の如く經由せしめざる〉

ヲ得サルカ、至急何分ノ御明示相成度、此  
〈を得ざるか、至急何分の御明示相成り度、此（こ）の〉

段相伺候也  
〈段相伺い候也〉

明治十八年四月二日

邑楽郡長 村山 具膽印

群馬県令 佐藤 与三 殿